

## 北杜市景観計画の一部変更（案）に対するパブリックコメントの実施について

本市は、平成22年度に北杜市まちづくり計画及び北杜市景観計画を策定し、まちづくりの基本としてきました。

両計画において、建築物の建築に伴う基準を定めていますが、一部の地域で異なる高さの基準が規定されていることから、これまでは厳しい基準に沿って運用をしてきました。

市では、一定の条件を満たした場合に特例規定を設けることで各法令の基準がそれぞれ機能できる状態を整え、企業誘致等の可能性を高めておく必要があることから、北杜市景観計画の変更を行うこととしました。

つきましては、北杜市パブリックコメント実施要綱に基づき、「北杜市景観計画の一部変更（案）」に対する市民の皆様のご意見を募集します。

### 【意見の募集期間】

- ・募集期間：令和7年2月25日（火）から令和7年3月24日（月）午後5時15分必着
- ・受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで
  - ※郵送の場合は、令和7年3月24日（月）必着
  - ※ファックス・電子メール及び持参の場合は、令和7年3月24日（月）午後5時15分必着とします。
  - ※募集期間を過ぎてからの意見は受付できません。

### 【計画の閲覧場所】

- ・北杜市ホームページ
- ・北杜市役所 まちづくり推進課窓口
  - ※土日祝日は、本庁舎において日直者による対応となります。
- ・北杜市役所 各総合支所地域市民課または増富出張所窓口
  - ※計画（案）は、窓口において複写しませんのでご了承ください。

### 【意見を提出できる方】

- ・市内に住所を有する方、市内に勤務する方、市内の学校に在学する方
- ・市内に事業所又は事務所を有する個人及び法人、その他の団体
- ・その他計画等に利害関係を有する方

### 【意見の提出方法】

- ・提出様式の指定はありませんが、氏名、住所、連絡先を必ず記入してください（明記されていないものは受付できません）。
- ・口頭もしくは電話での意見提出、又は募集期限を過ぎてからの意見提出は、受付できません。
- ・意見提出書の様式も用意していますので、必要な方は下記からダウンロードしていただくか、閲覧窓口でお受け取りください。
- ・提出方法は、まちづくり推進課へ郵送・ファックス・電子メールでお送りいただくか、まちづくり推進課窓口または各総合支所地域市民課へ直接ご持参ください。

**【意見の取り扱い】**

- ・提出されたご意見は、取りまとめた上、これに対する市の考え方をホームページにおいて公表します。
- ・ご意見をいただいた方への個別回答は行いません。また、提出された意見書の原稿の返却はいたしませんのでご了承ください。
- ・重複するご意見について、一つに集約しますので、ご了承ください。
- ・住所、氏名、連絡先は公表いたしません。

**【資料・様式】**

- ・01.北杜市景観計画の一部変更について
- ・02.意見書様式
- ・03.北杜市パブリックコメント実施要綱

**【提出・お問合せ】**

〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961-1

北杜市建設部 まちづくり推進課 景観指導担当

電話：0551-42-1361 FAX：0551-42-2235

電子メールアドレス：machidukuri@city.hokuto.yamanashi.jp